

美作県民局管内大型見本市出展支援事業
「FOODEX JAPAN 2020（第45回 国際食品・飲料展）」
岡山県ブース出展事業者 募集要項

1 目 的

首都圏大規模見本市への出展支援により、美作地域の地域資源等を活用して開発した加工品、製造品の売れ筋商品化や販路拡大を図ることを目的とする。

2 募集事業の概要

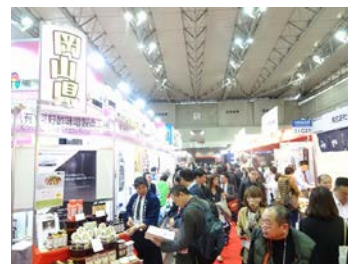
（1）「FOODEX JAPAN 2020（第45回 国際食品・飲料展）」の概要

- ・開催期間 令和2年3月10日（火）～13日（金）
- ・開催場所 幕張メッセ（千葉県美浜区中瀬 2-1）
- ・内 容 等 アジア最大級の食品・飲料専門展示会です。世界94ヵ国・地域から食品・飲料メーカー・商社らが出展し、国内外から多くの食品バイヤー・購買担当者が訪れ、活発な商談が繰り広げられます。

〔参考〕前回実績（第44回（平成31年3月））

出展者数：3,316社

来場者数：延べ80,426人



〈2019年出展の様子〉

（2）岡山県ブースの概要（予定）

- ・募集社数 3社程度
- ・展示面積 1社あたり 2/3小間～1小間程度
- ・負担金 42,120円（税抜39,000円）

※会場までの交通費、宿泊費、商品搬送費及び基本什器以外の什器費用等は別途必要となります。

- ・そ の 他 出展期間中は原則として1名以上の参加をお願いします。

3 応募資格

美作地域の地域資源等を活用して開発した加工品、製造品を売れ筋商品化しようとする、美作県民局管内（※1）の中小企業等（※2）、商工会議所、商工会及び農業団体等で、次の要件をすべて満たす必要があります。

- （1）美作県民局管内に本社又は主たる事業所を有すること。
- （2）美作地域の地域資源等を活用して開発した加工品、製造品を売れ筋商品化しようとする、美作県民局管内の事業者。
- （3）過去5年間でFOODEX JAPANに出展経験が無い事業者。
- （4）9月中旬（予定）に開催する岡山県主催のブラッシュアップ研修及び11月中旬（予定）に開催するプレゼンテーション研修（展示を中心とした個別研修）に参加可能な事業者
- （5）県税を滞納していないこと。（出展決定の企業等には県税の完納証明書（原本）の提出をお願いします。）
- （6）暴力団員等に該当する者、暴力団若しくは暴力団員等の統制下にある者、又は暴力

団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者のいずれでもないこと。

- (7) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(更正手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (8) 事業者又はその役員等が、訴訟や法令遵守上の問題を抱えていないこと。
- (9) 食品衛生法、J A S 法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)、農薬取締法、健康増進法、薬事法、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)、計量法等及び J I S 規格(日本工業規格)等、関係法令等に定める規定に違反していないこと。
- (10) 原材料の調達から納品までのいずれの段階においても、品質・衛生管理が適正に行われていること。
- (11) 各種保険等に参加する等、事故等が発生した場合に被害者の救済が確実にできること。
- (12) 前日の搬入日にブースを設置し、1 日目から最終日である 4 日目の 16 : 30 までブースを設け、期間中バイヤーに対する商材の説明等のため 1 人以上滞在が可能であること。また最終日は撤去作業のため 18 : 30 頃まで滞在が可能であること。

※1「美作県民局管内」：津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町及び美咲町

※2「中小企業等」：中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項及び第 5 項に規定する中小企業者及び小規模企業者、並びに中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)第 3 条第 4 号に規定する企業組合

4 応募方法

(1) 提出書類

ア 申込書

イ F C P 展示会・商談会シート(食品・事業者情報シート)※主な出展商品分

ウ 会社概要(企業のパンフレット可)

- ・ア、イは、公益財団法人岡山県産業振興財団HPからダウンロードしてください。
http://www.optic.or.jp/okayama-ssn/event_detail/index/1811.html
- ・採択後、岡山県税に滞納がないことを証明する完納証明書(原本)を提出していただきます。
- ・ご提出いただいた申込書類及び添付書類などについては返却いたしません。
- ・応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。
- ・支援の内容により、追加で関係書類の提出をお願いする場合があります。

(2) 提出部数

1 部

(3) 提出先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301 (テクノサポート岡山)

(4) 実施主体

岡山県美作県民局、公益財団法人岡山県産業振興財団

(5) 提出方法

郵送または持参してください。

(6) 応募期間

令和元年6月26日（水）から7月24日（水）17時（必着）

5 選考について

- (1) 書類審査の上、出展事業者を決定します。（必要に応じてヒアリング審査を行う場合があります。）
- (2) 審査の結果（不採択の理由等）に関する問合せには、応じかねますので、あらかじめご了承ください。

6 注意事項

- (1) 出展事業者には当日及び事後アンケートをお願いする予定です。
- (2) 出展事業者は、安全かつスムーズな進行のため、事務局の指示には必ず従ってください。
- (3) 小間の配置や基本装飾等は、業種を考慮して主催者側で決定します。
- (4) 出展事業者が損害を被った場合、その損害については応募者の負担となります。
- (5) 特別なノウハウや秘密事項については、出展事業者自身で予め法的保護を行うなどの対応をおとりください。

7 申し込み先・問い合わせ先

公益財団法人岡山県産業振興財団 経営支援部 創業・販路開拓支援課（井上、桑田）
〒701-1221 岡山県岡山市北区芳賀 5301（テクノサポート岡山）
電話：086-286-9677 FAX：086-286-9691 Eメール：shinfo@optic.or.jp